

令和6年第7回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和6年7月30日（火） 鶴ヶ島市農業交流センター 研修室			
開 会 時 刻	午前 9時51分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
閉 会 時 刻	午前10時52分	宣 告 者	議長（会長） 町田 弘之	
議 長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏 名	出欠席	氏 名	出欠席
1	沼 田 富 子	出席	高 沢 健 二	出席
2	岡 野 と し 子	出席	小 川 清 志	出席
3	比 留 間 正 道	出席	吉 澤 弘 次	出席
4	須 藤 良 春	出席	新 井 一 三	出席
5	町 田 弘 之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼 倉 裕 之	出席		
7	小 川 佐 智 恵	出席		
8	長 谷 川 正 博	出席		
9	新 井 正 美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
なし			職 名	氏 名
			事 務 局 長	玉 木 亨
			次 長	遠 藤 俊 一
			主 任	岩 波 圭 介
			会計年度任用職員	松 本 利 秋
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第3	議案第15号 農地等の利用の最適化施策に関する意見について			
日程第4	報告第 7号 報告事項について			
日程第5	その他			
議事（担当）		内容		
開会	議長	農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。 これより令和6年第7回農業委員会総会を開会します。		
日程第1	議長	議事録署名委員の指名について 議席番号4番 須藤 良春 委員		

		議席番号 6 番 沼倉 裕之 委員 を指名します。
日程第 2	議長	議案第 1 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見具申について」を議題といたします。 1 番について、事務局より説明願います。
	事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、市役所の南約 3 0 0 メートルに位置する第 3 種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 譲受人は、鶴ヶ島市の借家に妻とこどもの 3 人で生活しています。 こどもが成長するにつれ、現在の住まいは手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しました。 申請地は必要な生活スペース及び駐車スペースが確保できる上、現在の住所地から近く、転居しても生活環境があまり変わらず好都合と考え、申請地に住まいを構えることを決めました。なお、市街化区域や非農地でも探してみましたが、計画建物の配置及び駐車スペースの確保ができる土地は見つかりませんでした。 譲受人は蕨市内で勤務しているため、通勤には車で 9 0 分程度かかりますが、通勤時間は現在とほとんど変わらず、問題はありません。妻の勤務先は鶴ヶ島市であり、車で 5 分程度の距離にあるため、通勤には大変便利です。 また、桶川市にある譲受人の実家までは高速道路を利用すれば 3 0 分かからない上、妻の父は申請地から車で 5 分程度のところに住んでいるため、親が高齢となり生活のサポートが必要となった場合も行き来がしやすく安心です。 申請地周辺は閑静な住宅街ですが、生活に必要な商業施設や公共施設からも近く、最適な立地と考えます。
	議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
	農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。

		申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長		出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長		特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長		挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
議長		次に２番について、事務局より説明をお願いします。
事務局		議案書をもとに、説明します。 申請地は、市立南小学校の北西約５００メートルに位置する第２種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 譲受人は、鶴ヶ島市の賃貸アパートに妻とこども２人の４人で生活しています。 家財道具が増え部屋が手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。 建築にあたっては、現在と生活環境が変わらない場所であることを中心に土地を探しました。 譲受人は日高市内で勤務しており、妻は鶴ヶ島市内で勤務しています。申請地は現在の住所地から近く、お互いの勤務先まで今までと変わらず通勤できます。また、妻の両親にこどもの迎えをお願いすることもあります。申請地は坂戸市にある妻の実家からも１５分程度と行き来しやすい場所になります。 また、現在の住所地では長男が通園する幼稚園の友人と学区が異なることとなりますが、申請地であれば同じ学区となり、一緒に小学校に通学することができます。 市街化区域、市街化調整区域、農地以外の地目の土地も検討致しましたが、先約により契約できなかったことや生活環境が大きく異なることから断念し、申請地を選定しました。
議長		次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員		譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。

		申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
	推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
	議長	次に３番について、事務局より説明をお願いします。
	事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、市立南小学校の北西約５００メートルに位置する第２種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 譲受人は、飯能市の賃貸アパートで妻と子ども１人の３人で生活しています。 子どもが生まれ部屋が手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。 建築にあたっては、勤務先や実家へアクセスしやすい場所を条件に探しました。 妻は仕事の影響で体調を崩しました。既に退職していますが、仕事で関わってきた方が多く住んでいる地域があり、生活圏内で再会した時の精神的負担を懸念し、当該地域への永住は厳しいと判断しました。 譲受人は、現在は出向中のため勤務地が異なりますが、来年には本来の勤務地となる予定です。申請地から本来の勤務先への通勤時間は約３０分と現住所とほぼ変わりません。 また、申請地は生まれ育った地域と雰囲気が似ていることや妻の体調を考慮し、開放的な土地だったため選定しました。

	市街化区域や市街化調整区域の農地以外の土地も検討しましたが、車が３台入らないことや希望の建物が建てられないため断念しました。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
議長	次に４番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、鶴ヶ島市東市民センターの南東約１８０メートルに位置する第２種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 譲受人は、妻と子ども３人の５人で実家の敷地内にある、譲受人の親が所有している住宅で生活しています。 第三子が生まれ、部屋が手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しました。なお、譲受人が現在生活している住宅には、妹夫婦が住む予定です。 現在の住宅には７年前に父が病気をしたことをきっかけに引っ越しました。譲受人は元理学療法士、妻は看護師であり、同じ敷地に住むことで父をサポートしやすくなるため、

	新居も実家の敷地内に建てることを希望しています。 新居を構えたい場所は地目が宅地ですが、その場所から一番近い道路へ接続する通路を確保するためには、農地を通過することとなるため、この度の申請に至りました。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 なお、下水管の取り出しは、東側の本管への接続が出来ないため、南側の本管に接続することになったとのことでした。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員	下水管の確保のための農地転用とのことであるが、埋設管の上は農地としては使わないのか。埋設管がある何らかの表示というものは必要か。
事務局	農地として使用する場合は、大型の農業用機械でなければ埋設管に支障なく通行ができます。埋設管の両脇は譲渡人所有の畑となっており、一体的に利用するものと譲渡人から聞いています。
委員	埋設管の深さは。
事務局	埋設管は硬質ポリ塩化ビニル管であり、土被りは８０センチメートル以上あれば問題なく、その土被りは確保するものと考えています。
議長	その他、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の

	挙手を求めます。 (挙手全員)
議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
議長	次に５番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書をもとに、説明します。 申請地は、東武越生線西大家駅の南約５００メートルに位置する第２種農地で、農業振興地域の農用地には当初から指定されていません。 譲受人は、ふじみ野市の賃貸アパートで妻と子ども１人の３人で生活しています。夫婦名義の土地、建物は所有していません。 こどもの成長に伴って現在の住宅では手狭になると考え、初めに実家の敷地内に新築住宅を建てることを検討しましたが、必要な接道を確保することが不可能なため断念しました。 その後、市街化区域の建売住宅や市街化調整区域の既存宅地の購入を検討しましたが、通勤に必要な自動車２台分の駐車スペースが確保できなかったり、希望する間取りが取れなかったり、職場まで相当の距離があったり、希望と合致するものはありませんでした。そうした中で知人から市街化調整区域ですが、申請地を紹介されました。 申請地は、坂戸市内にある勤務地まで苦にならない距離であり、周りも静かで広々として子どもを遊ばせるのにも良い環境です。また、既存集落に存しており、学校や病院が１．６ｋｍ以内にあり利便性は良いところで、このような好条件の場所は他にありませんでした。 住宅建築に際しては、周りの土地よりも低くし、流水が隣地に流れ込まないように対策をしっかりと行いたいと思います。
議長	次に担当する農業委員から説明をお願いします。
農業委員	譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
議長	担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	譲渡人に確認した内容を報告します。

		本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	委員	流水が隣地に流れ込まないように対策をしっかりと行うとのことだが、水が出るところなのか。
	事務局	隣地の畑に水が入らないように建築計画を考えたい旨の記載の理由書が提出されたものです。土盛りをせずに、通常の建築確認の指導のとおり雨水の宅内浸透により対策を講ずるものです。 農地転用の審査の際には、隣地農地への影響がないかということは検討する必要があります。基本的に多くの申請が宅内浸透する旨を土地の利用計画図面や建物の配置図に記載しているが、今回は理由書にもその旨の記載があったため、説明をさせていただきました。
	議長	その他質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
	議長	特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件につきましては、「許可相当」とすることに決定しました。
日程第 3	議長	議案第 15 号 農地等の利用の最適化施策に関する意見についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
	事務局	意見書の内容説明の前に、意見書の法的根拠について、説明させていただきます。 意見書は、「農業委員会等に関する法律」第 38 条第 1 項により、農業委員会から関係行政機関に農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないと定められています。 これにより、本意見書は、鶴ヶ島市長に対して提出するも

のです。

本意見書を提出した後に、市は、農業施策の立案、実施をするに当たり、提出された意見を考慮しなければならないと「農業委員会に関する法律」第38条第2項により定められています。予算編成の時期に合わせて、効果的なタイミングで、意見書を提出できればと思っています。

意見書の内容について説明させていただきます。

本意見書の構成は、昨年、令和5年8月1日に市長提出した意見書の内容を継続しつつ、鶴ヶ島の農業を次世代に引継ぐために、具体的な市の事業に結び付けられるように意見をまとめています。

お手元の議案第15号 別添資料をご覧ください。意見書の内容は、2本の柱で構成し、現状や課題に対して意見を項目ごとに箇条書きにしています。

1本目の柱は、「農業委員会等に関する法律」第6条第2項に定める「農地等の利用の最適化の推進」の内容で、具体的な意見として3点あります。

1点目は、「遊休農地の発生防止・解消」を図るために、農地中間管理事業の制度周知と利用促進を図ることや耕作可能な農地へ復元するための支援制度等の実現に向けての調査・検討、また、埼玉県及びJAいるま野等との連携により、農家への戸別訪問を行うなど、農家が抱える課題を共有できる協力体制を構築することを要望します。

2点目は、「農地の集積・集約化」を図るために、関係機関や関係団体と連携した農地の利用調整の推進、また、地域農業や農地利用の将来像を明確化する「地域計画」の策定は、協議の場の意見を反映し、地域の実情に即したものとすることを要望します。

3点目は、「新規参入の促進及び多様な農業者への支援」を図るために、農業法人の参入促進、農業と福祉の連携の取組の支援を充実させること、鶴ヶ島の農業を持続的に発展させるために、多様な農業者が安定した農業経営を図れるよう、課題に応じたきめ細やかな支援を充実させること、また、(仮称)つるの駅構想にある新たな民間施設の建設が実現した際には、市内農業者の販路の確保について配慮することを要望します。

2本目の柱は、「農地等の利用の最適化の推進」以外の「その他の施策」として、具体的な意見が2点あります。

1点目は、「農業経営の充実」を図るために、農業に不可欠な物資に対する補助について、国・県の補助を充実させるために要望し、市としての支援も検討することを要望します。

2点目は、「農業に関する理解を深める」ために、幅広い年齢層や学校を対象とした農業体験事業を継続して実施することや農業ボランティア、農業応援団（サポーター）の設立

		支援に向け、調査・研究を進めること、また、農地・農業のもつ多面的な価値を活かすために、遊休農地の解消と併せて、コスモスなどの花畑化による観光資源化していくことへの補助・支援について、調査・研究を進めることを要望します。
議長		出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
委員		農業資材等が価格高騰する中、財政的支援を毎年お願いしたいと考えている。
事務局		市は、令和４年度と５年度に肥料価格等高騰対策支援金を給付させていただきました。毎年実施することに関しては、市の財政等を鑑み検討しながら進めていかなければなりません。昨年、市へ提出した意見書の中で要望のあった、意欲ある農業者への財政的支援と農機具の有効利用を図るための仕組みづくりについては、今年度、事業化をさせていただきましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。
議長		その他質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。 (質問・意見なし)
議長		特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長		挙手全員のため、本件は、原案のとおり決定しました。 なお、意見書につきましては、前回と同様、市長に直接お渡ししたいと考えています。事務局では、日程はどのように考えていますか。
事務局		日程についてご説明いたします。 明日、７月３１日（水）午後１時から市長へ意見書をお渡しします。 集合は、午後０時５０分に庁舎３階の秘書広報課（秘書担当）の事務室前にお集まりください。
議長		ご都合があれば、各委員のご出席をお願いします。

